

2. しがの流域治水

「しがの流域治水」

～地域性を考慮した総合的な治水対策の展開～



滋賀県流域治水条例の目的

1. どのような洪水でも、人の命を守る(最優先)
2. 床上浸水など生活再建が難しくなる被害を避ける

**人命
最優先**

ながす



河川の改修工事、適正な維持管理

そなえる



図上訓練、避難計画の作成、防災訓練

4つの対策を総合的に実施

ためる

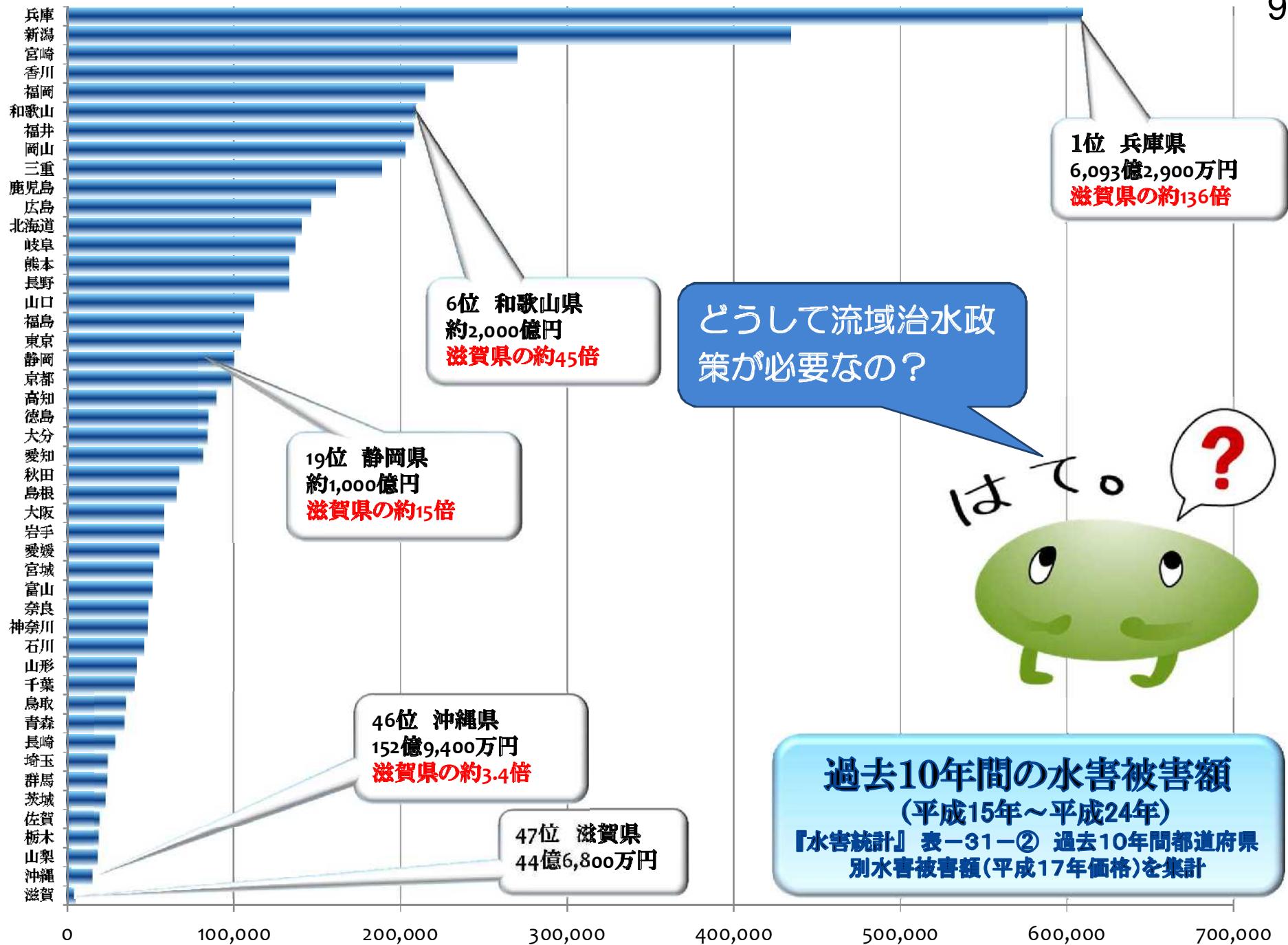


グラウンドや森林などの雨水貯留

とどめる



宅地の嵩上げ、土地利用規制

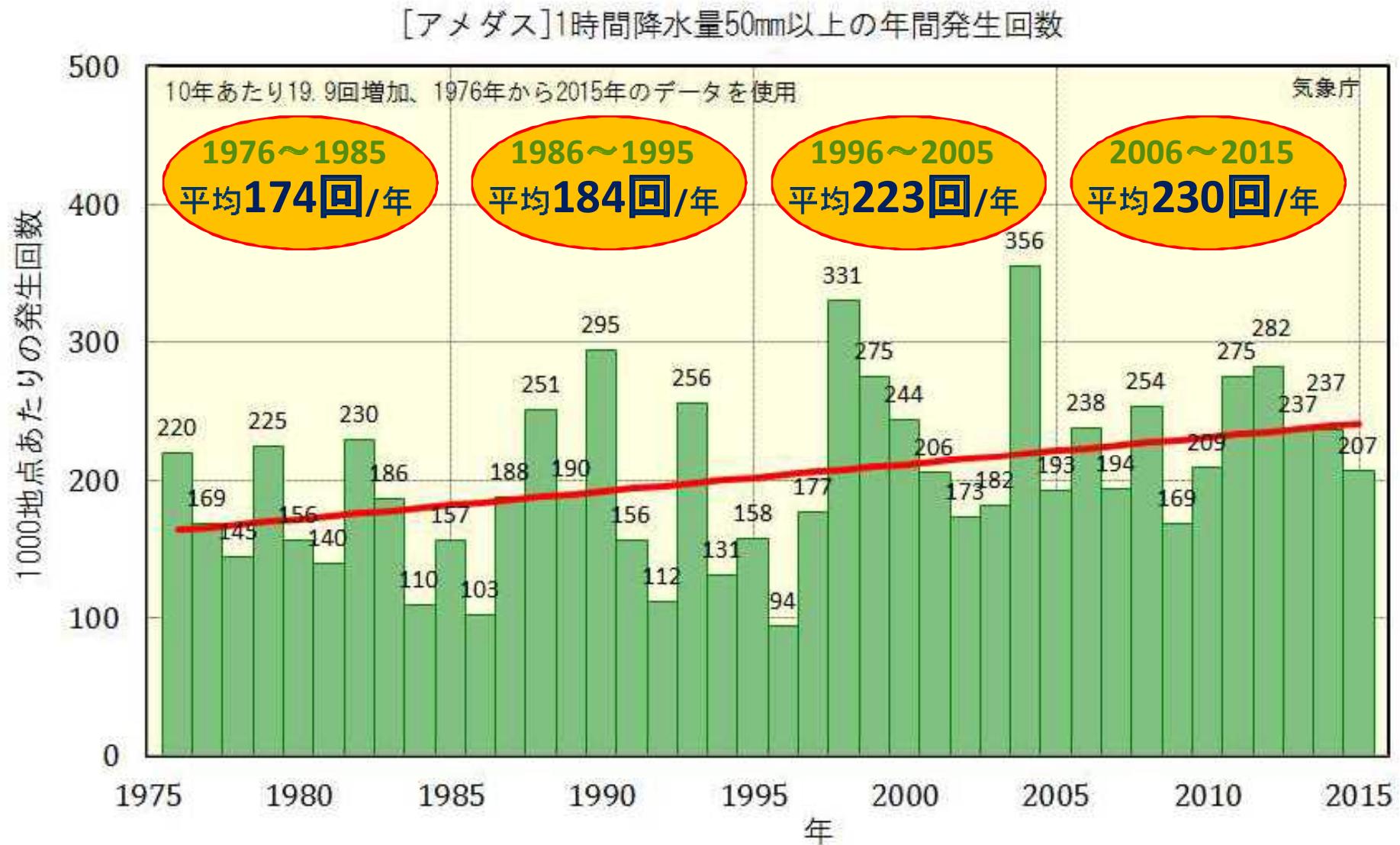


流域治水政策が必要な理由

①

治水に完全は無いこと
災害に上限は無いこと

1時間50mm以上の雨 → 増加している(全国)



水害

死者36名、行方不明者5名

家屋被害：1534棟

内全壊家屋：182棟

H29.8.7 AM9時現在

九州北部(福岡、大分) 平成29年 7月豪雨

土砂災害



九州北部(福岡、大分) 平成29年 7月豪雨

北海道・東北地方 平成28年8月 台風10号

14

提供:毎日新聞

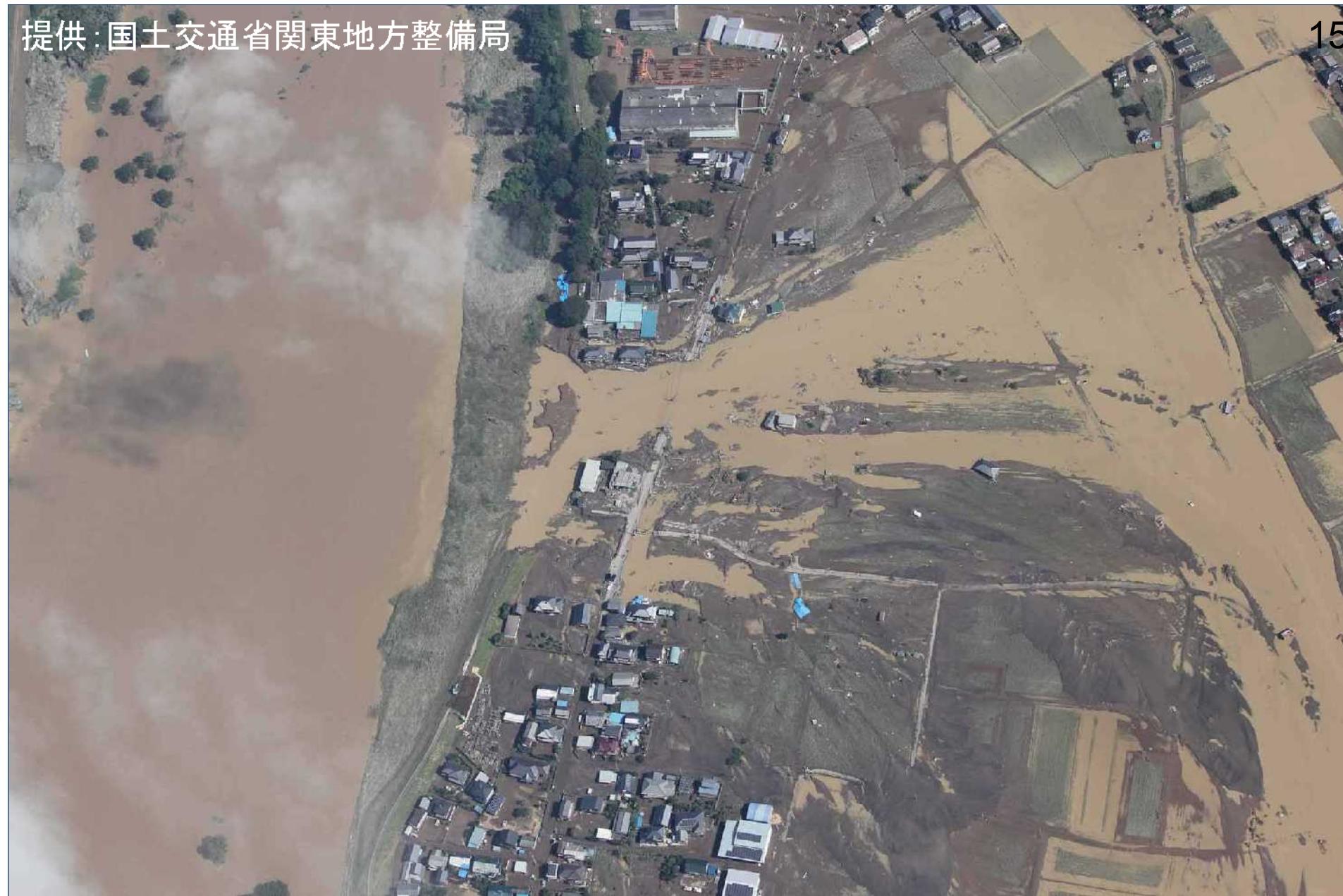
「グループホーム楽ん楽ん」 死者9名



水害

提供:国土交通省関東地方整備局

15



鬼怒川 平成27年9月10日 台風18号

土砂災害



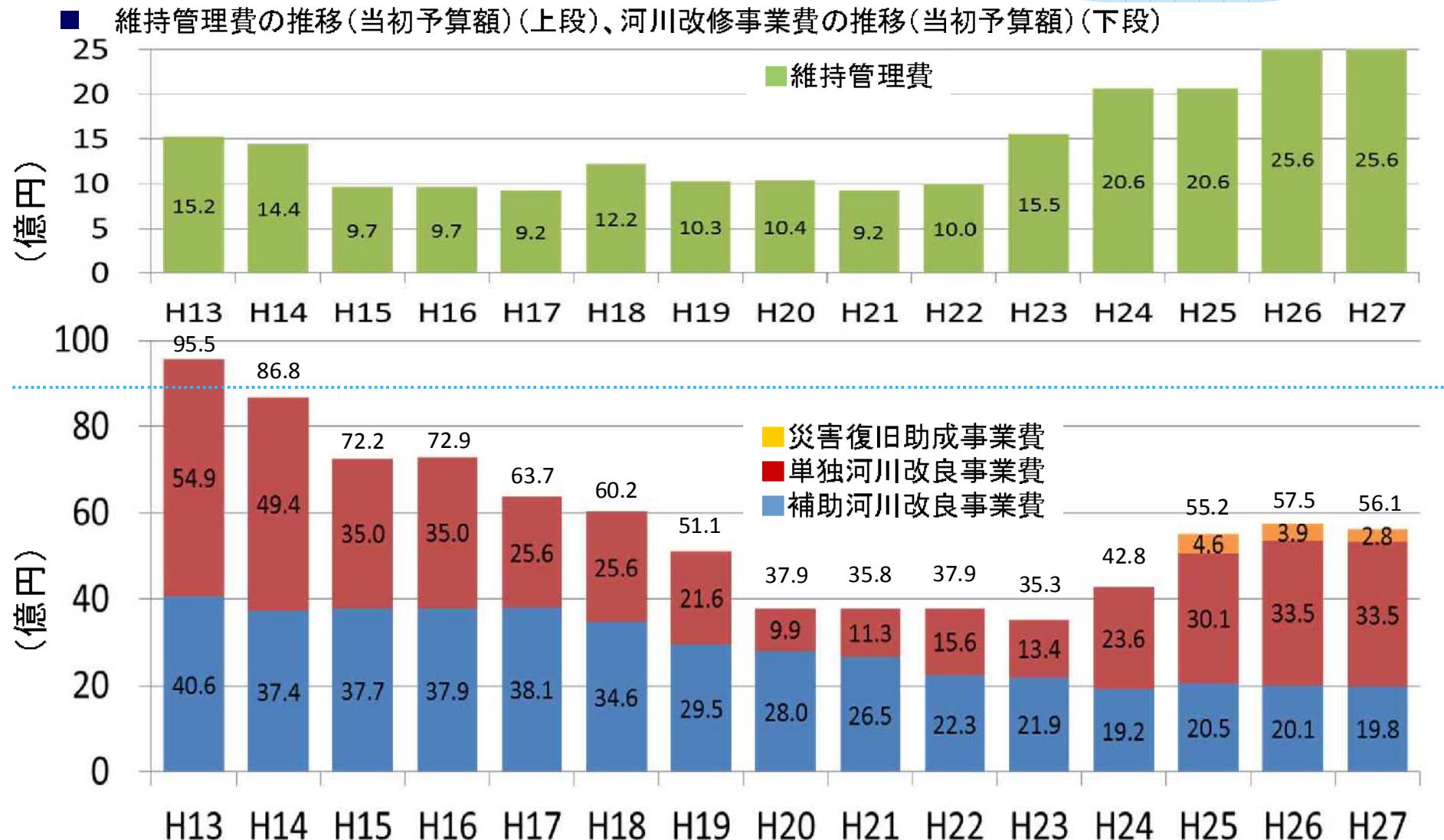
画像取得日2014.11.4.のGoogle earth 画像より

平成26年広島豪雨災害 死者74名

河川整備には長い時間がかかります。

治水安全度1/10を確保するためには今後100年以上要する。

(残事業費6,000億円÷57億円／年＝約105年)



平成16年7月 新潟豪雨災害 五十嵐川・刈谷田川



写真)新潟県三条市HP



「治水に完全はない」

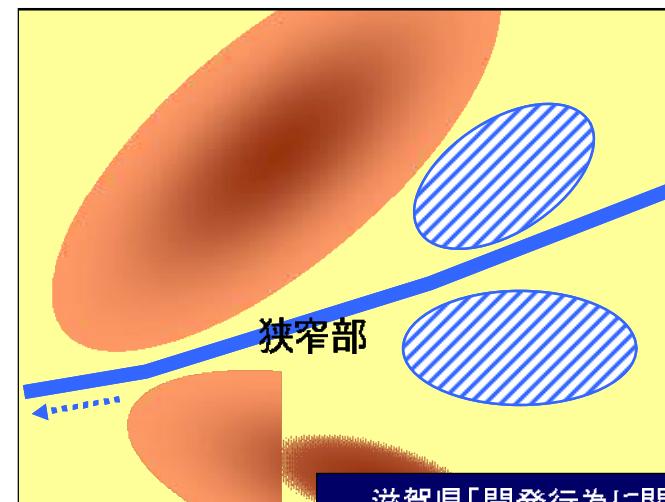
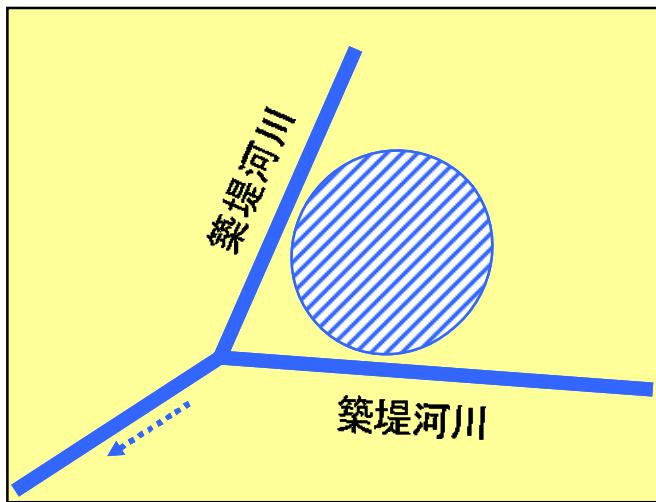
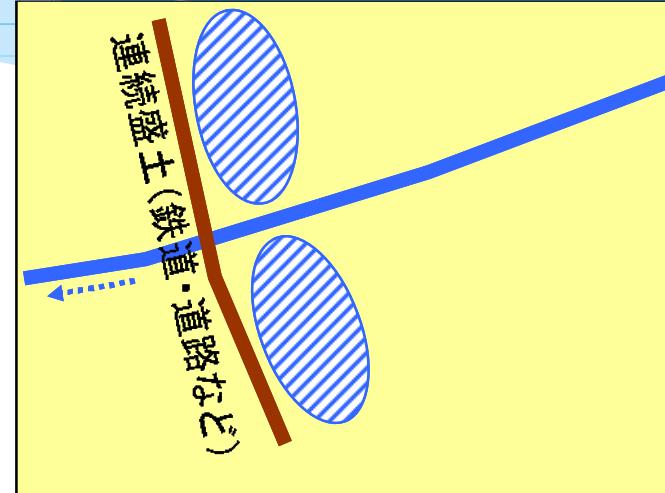
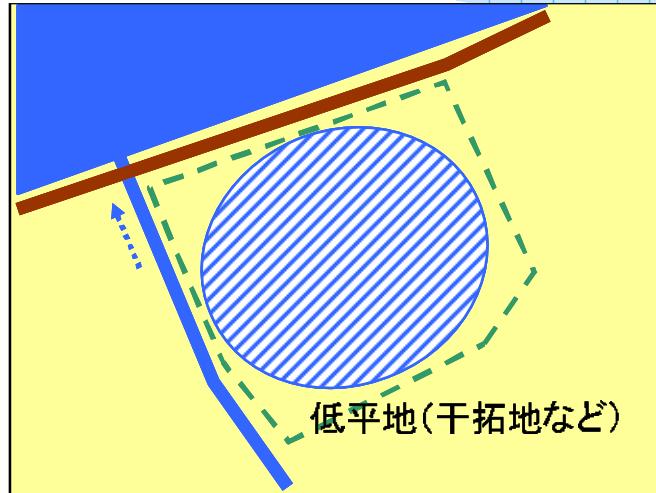
- 100年に一度の洪水でも耐えられる堤防が完成し、上流にダムもありました。
- 新潟県下で死者15名、全壊家屋70棟、床上浸水・床下浸水合わせ8,295棟。

流域治水政策が必要な理由

②

半永久的に水害リスクの
残る場所があること

半永久的に水害リスクが残る箇所



滋賀県「開発行為に関する技術基準」
から抜粋

上図に示す【くぼみ】や【せき止められている】ところは、
河川整備の進捗にかかわらず水が集中する。

流域治水政策が必要な理由

③

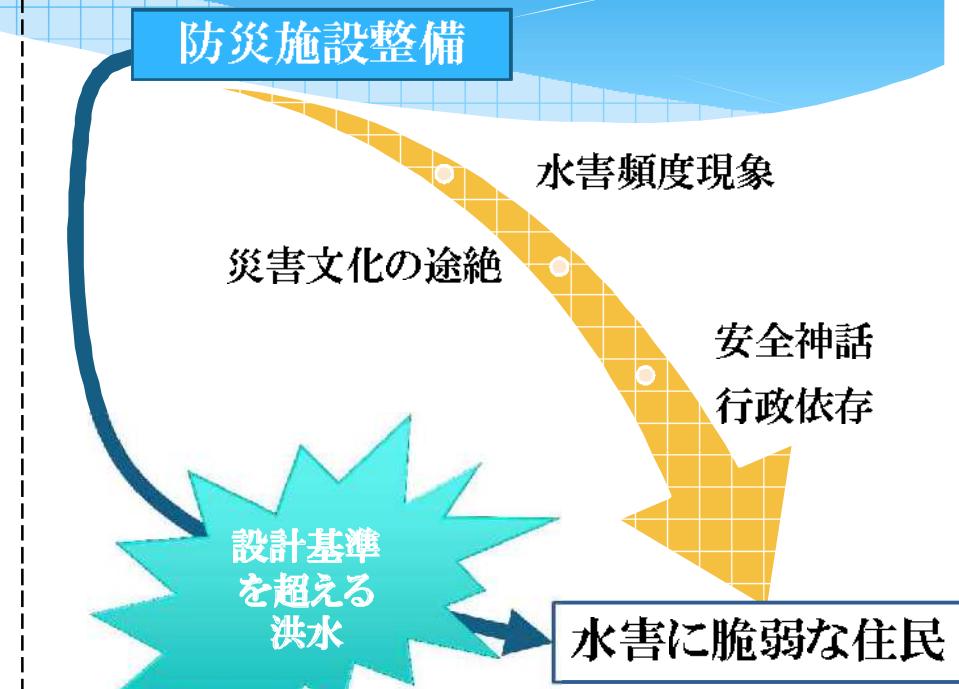
地域の水害に対する知恵を
守らなければならぬこと

かつては・・・



「災いをやり過ごす知恵」= 災害文化により
地域が継続

現在は・・・



「人為的に作られた安全が高まると、
人間側の弱さが高まる」問題が発生

先人の知恵（災害文化）をリバイバルして制度化
滋賀県流域治水条例

先人の知恵：特性に応じた土地利用



先人の知恵：かさ上げした住宅



霞堤内の宅地開発例



- 霞堤内の宅地開発
 - 現行治水制度、都市計画制度では必ずしも否定されるものではない。
- 霞堤により氾濫流が誘導される箇所（自然遊水地）で宅地開発が進められている。
- 結果として、周辺の水田よりも宅地での水害リスクが高い地域になってしまう。



「しがの流域治水」

①

治水に完全は無いこと
災害に上限は無いこと

②

半永久的に水害リスク
の残る場所があること

③

地域の水害に対する知恵を
守らなければならないこと

